

加西市農業委員会委員選挙のお知らせ

平成 24 年 6 月 1 日に任期満了となる農業委員会委員選挙を、次のとおり行います。

※立候補者が選出委員数（15 名）を超えない場合は無投票となります。



■投票日／平成 24 年 5 月 20 日（日）7:00 ～ 20:00

■告示日／平成 24 年 5 月 13 日（日）

■期日前投票

日時／5 月 14 日（月）～ 19 日（土）8:30 ～ 20:00

場所／加西市役所議会棟 1 階 多目的ホール

※同選挙ではイオンモール加西北条での期日前投票は行いません。

■選出委員数／15 名

■選挙資格

次の要件をすべて備え、平成 24 年 3 月 31 日に確定した加西市農業委員会委員選挙人名簿に登録されている方

○10 アール以上の農地を耕作している人と、年間耕作
従事日数が 60 日以上同居の親族、同居の親族の配偶者

○加西市内に住所を有する方

○20 歳以上の方

【立候補を予定している方へ】

次の日程で農業委員会委員選挙立候補に必要な書類（候補者届出書、宣誓書など）を配布します。

日時／4 月 23 日（月）・24 日（火）8:30 ～ 17:00

場所／加西市選挙管理委員会事務局（市役所 4 階北側）

■期日前投票立会人の登録者を募集

加西市選挙管理委員会は、期日前投票立会人を募集しています。応募いただいた方を「期日前投票立会人台帳」に登録し、今後、選挙が行われるごとに従事していただけるかを確認していきます。

■応募資格／市内在住の選挙権を有する方

■従事期間／選挙の公示（告示）日の翌日から投票日の前日まで※選挙によって期間が異なります。

■応募方法

「期日前投票立会人申込書」（市ホームページから入手可能）に必要事項を明記のうえ、身分証明書の写しを添えて下記まで郵送または持参してください。

■応募先

〒675-2395 加西市北条町横尾 1000 番地
加西市選挙管理委員会事務局（加西市役所 4 階北側）

■従事場所・時間・報酬

場所	時間	報酬
市役所 1 階多目的ホール	8:30 ～ 20:00	1 日 11,200 円
イオンモール加西北条	9:45 ～ 20:00	1 日 10,200 円

※1 日のみや半日での従事も可能です。

※半日の場合、報酬は半額になります。

※従事場所は変更となる場合もあります。

■その他

申し込みは随時、下記で受け付けしています。

※応募者数によってはご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。

【問合先】 加西市選挙管理委員会事務局（市役所4階北側） ☎④8781 FAX④4612 senkyo@city.kasai.lg.jp

国民年金の保険料が変わります

4 月から国民年金の保険料が次のとおり改定となりました。

平成 24 年度第 1 号被保険者の保険料額／定額保険料 14,980 円（月額）、付加保険料 400 円（月額）

■国民年金保険料が変更されることに伴い、前納の保険料額も次のとおり変わります。

納付方法	1 か月分	【割引額】	6 か月分	【割引額】	1 年分	【割引額】
現金支払（月々）	14,980 円	—	89,880 円	—	179,760 円	—
現金支払（前納）、クレジット納付（前納）	—	—	89,150 円	【 730 円】	176,570 円	【3,190 円】
口座振替（前納）	14,930 円	【 50 円】	88,860 円	【1,020 円】	175,990 円	【3,770 円】

※口座振替（前納）の 1 年分と 6 か月分（4 ～ 9 月）は、平成 24 年 2 月末までに金融機関へ手続きをされた方が対象です。

【問合先】 市民課 ☎④8722 FAX④8045 shimin@city.kasai.lg.jp

高額な外来診療を受ける皆さまへ

4 月 1 日から、高額な外来診療を受けるとき「認定証」などを提示すれば、それぞれの医療機関で自己負担限度額を超える分を窓口で支払う必要がなくなります（限度額適用と言います）。

これまでは、入院診療にのみ適用されていました。



■外来診療で限度額適用を受けるために

高額な外来診療受診者	事前の手続き	病院・薬局などでの手続き（保険証提示に加えて）
○70 歳未満の方 ○70 歳以上の 住民税非課税世帯の方	加入する健康保険組合などに「限度額適用認定証」の交付を申請してください。	「限度額適用認定証」を窓口に提示してください（既に限度額適用認定証をお持ちの方は、有効期限までお使いください）。
○70 歳以上 75 歳未満で、 住民税課税世帯の方	必要ありません。	「高齢受給者証」を窓口に提示してください。
○75 歳以上で、 住民税課税世帯の方	必要ありません。	「後期高齢者医療被保険者証」を窓口に提示してください。

※上記表の 70 歳は、誕生日月の翌月をいいます。75 歳は、満年齢をいいます。

※「認定証」を提示しない場合は、従来どおりの手続きになります。高額療養費の支給申請をしていただき、支払った窓口負担と限度額の差額が、後日、ご加入の健康保険組合などから支給されます。

■70 歳以上の方の 1 か月あたりの自己負担限度額

適用区分	外来（個人）	外来＋入院（世帯）
低所得者 （住民税非課税世帯）	8,000 円	24,600 円（年金収入 80 万円未満で、それぞれの所得が 0 の世帯は、15,000 円）
一般	12,000 円	44,400 円
現役並み所得者 （3 割負担の方）	44,400 円	80,100 円＋（医療費－267,000 円）× 1 %（過去 12 か月間に限度額を超えた支給が 4 回以上あった場合、4 回目以降は 44,400 円）

■70 歳未満の方の 1 か月あたりの自己負担限度額

世帯区分	一医療機関あたりの限度額（入院・外来は、別計算）
住民税非課税世帯	35,400 円（過去 12 か月間に限度額を超えた支給が 4 回以上あった場合、4 回目以降は 24,600 円）
一般世帯	80,100 円＋（医療費－267,000 円）× 1 % （過去 12 か月間に限度額を超えた支給が 4 回以上あった場合、4 回目以降は 44,400 円）
上位所得者	150,000 円＋（医療費－500,000 円）× 1 % （過去 12 か月間に限度額を超えた支給が 4 回以上あった場合、4 回目以降は 83,400 円）

※事前の申請など、詳細は、加入されている健康保険組合、全国健康保険協会、国保組合、共済組合まで、後期高齢者医療および加西市国民健康保険にご加入の方は、下記までお問い合わせください。

【問合先】 市民課福祉医療係 ☎④8721 FAX④1792

国民年金「学生納付特例」の手続きを忘れずに

国民年金制度には、学生で前年所得が基準額以下の人を対象に、手続きをして承認されると、保険料を納めることが猶予される「学生納付特例制度」があります。学生納付特例制度をご希望の方は、忘れずに手続きをしましょう。

■対象者

大学（大学院）・短大・高等学校・高等専門学校・専修学校・各種学校などに在籍する 20 歳以上の学生

■所得の基準額／学生本人の前年所得が 118 万円以下

■手続きに必要な物

学生証または在学証明書（平成 24 年 4 月以降の在学期間がわかるもの）、年金手帳、印鑑

※詳細は下記までお問い合わせください。

※平成 23 年度分の学生納付特例申請受付は、24 年 5 月 1 日（火）までです。在学証明書は平成 23 年 4 月以降の在学期間がわかるものをご用意ください。

【問合先】 市民課 ☎④8722 FAX④8045 shimin@city.kasai.lg.jp